

都市計画法第53条第1項の許可 申請要領

都市計画法第53条第1項にもとづく許可は、都市計画施設等の区域内における建築物の建築に一定の制限を加え、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保することを目的としています。

53条許可を申請する必要がある場合

道路、公園等の都市計画施設および土地区画整理事業等の市街地開発事業の区域内に建築物を建築する場合、53条許可が必要となります。なお、建築確認申請は、53条許可を受けてから行う必要があります。

ここでいう「建築物」および「建築」は、建築基準法でいう建築物および建築(行為)のことです。10㎡未満の建築物の増築、改築または移転については、建築確認申請を行う必要がない場合がありますが、その場合であっても53条の許可は必要です。

53条許可は、あくまで都市計画施設等の区域内に建築物を建築する場合に必要な許可ですので、敷地のみに都市計画道路がかかる場合は許可不要です。

なお、建築計画がまちづくり条例第52条に規定する開発事業に該当する場合は、協定締結後に53条許可の申請となります。

許可申請に必要な図書

許可申請には次の図書が各2部(正・副)必要です。

- 1 許可申請書
- 2 委任状(申請者様の押印が必要です。)
- 3 都市計画施設の位置がわかる資料
 - ・資料には申請建築物の位置を示してください。
- 4 図面(案内図・配置図・断面図(2面以上))
 - ・配置図には都市計画施設の区域線または敷地全体が区域内である旨を記載してください。

よくあるお問い合わせ

Q1:手続きのタイミングとかかる日数はどれくらいですか？

A1:建築確認申請の前に許可を取っていただきます。標準処理期間は、7日間です。

Q2:手数料は必要ですか？

A2:無料です。

Q3:申請書はどこで手に入りますか？

A3:建築指導課窓口で配布しております。市のホームページからもダウンロードできます。